



揖斐警察署からのお知らせ

今後発生が懸念される南海トラフ地震など自然災害を防ぐことはできませんが、災害による被害を軽減させることは可能であり、そのためには、日頃から災害に備えておくことが大切です。どんなに日頃冷静でも、非常時には動揺してしまうものです。いざという時に落ち着いて行動ができるよう、次の「10か条」を頭に入れておきましょう。

地震から身を守る10か条

- ①まず身の安全を
  - ②グラツときたら火の始末
  - ③窓や戸を開け出口の確保
  - ④あわてて外に飛び出さない
  - ⑤火が出たらあわてず初期消火
  - ⑥皆で助け合い応急救護
  - ⑦正しい情報、落ち着いた行動
  - ⑧避難は徒歩で冷静に
  - ⑨狭い路地やブロック塀に近づかない
  - ⑩エレベーターは使用しない
- 命を大切に、避難最優先で行動しましょう。

問い合わせ

揖斐警察署

☎23・01110



「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を開始します

バリアフリー法に基づく車椅子利用者用駐車区画に加えて、歩行困難者が利用可能なプラスワン区画を新たに設

定・確保し、これらを利用できる方に利用証を交付します。

利用証は、車椅子区画用とプラスワン区画用の2種類あり、商業施設、医療・福祉施設、銀行、公共施設などで利用ができます。これらの施設の皆さんは、駐車場の登録をお願いします。

これらの駐車場を利用できる方を明確にすることによって、不適正利用を防止し、車椅子の方や歩行困難な方が優先的に駐車場を利用できるようにする制度です。

制度開始日

- ・10月15日(火)・・・郵送による利用証申請受付開始
- ・11月15日(金)・・・窓口による利用証申請受付開始

利用証交付申請窓口

- ・窓口での申請・・・岐阜地域福祉事務所(県庁2階)、各県事務所福祉課(7か所)、県地域福祉課(県庁10階)
- ・必要書類・・・申請書、各種手帳など状況確認書類、本人確認書類(代理人申請の場合)
- ・郵送での申請・・・県地域福祉課
- ・必要書類・・・前記必要書類に加えて、140円分の返信用切手

交付対象者

障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人のうち、各種手帳などの等級が一定の要件を満たす歩行困難な方

注意事項

利用証は、対象駐車区画に駐車できることを必ず約束するものではありません。

せん。満車の場合などは駐車できないことがあります。

利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、これから利用証を取得する方や一時的なけがの方など、必要な場合には対象駐車区画を利用しますので、ご承知おきください。

駐車場の登録

商業施設などにおいては、プラスワン区画の設置確保にご協力をお願いいたします。

登録方法・・・駐車場登録届出書を県地域福祉課へメールまたはFAX

問い合わせ

※制度の詳細は、県ホームページをご覧ください。

県地域福祉課

☎058・272・8261

FAX 058・278・2651

メール c1219@pref.gifu.jp



▲車椅子利用者用駐車区画の表示



▲プラスワン区画の表示

麻薬・覚醒剤乱用防止運動 (10月1日～11月30日)

麻薬・覚醒剤などの薬物乱用は、利用者個人の健康問題だけでなく各種犯罪を引き起こす原因になるなど、社会に大きな悪影響をもたらしています。

麻薬・覚醒剤などの危険性を周知し、乱用拡大の防止を目指します。

自衛官等募集案内

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日	合格発表	
高等工科学校生徒	男子で中卒(見込含)17歳未満の者	推薦	令和元年11月1日～ 令和元年11月29日	令和2年1月5日・6日 ※いずれか1日を指定されます。	令和2年1月16日
		一般	令和元年11月1日～ 令和2年1月6日	1次 令和2年1月18日 2次 令和2年1月31日～ 2月3日のうち1日	1次 令和2年1月24日 最終 令和2年2月14日
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の者	男子	年間を通じて行っております。	受付時にお伝えします。	試験時にお知らせします。

※受験資格の年齢は各種目とも令和2年4月1日現在です。

※第2次試験は、第1次試験合格者のみです。

※問い合わせ「自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所」大垣市林町5-18 光和ビル2階 ☎0584・73・1150